

議第13号

酒田市社会教育推進員に関する規則の廃止について

酒田市社会教育推進員に関する規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和7年4月25日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市社会教育推進員に関する規則を廃止する規則

酒田市社会教育推進員に関する規則（平成17年教育委員会規則第31号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

（提案理由）

社会教育推進員の職務は主に公民館活動への協力であり、活動時間を年間お
おむね25日または50時間以上とするものであるが、公民館事業の減少など
現状に即して配置しないため、同規則を廃止するものである。